介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会(第3回)

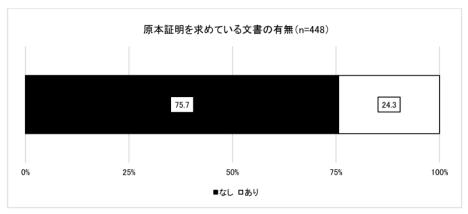
______ 令和元年 9 月 1 8 日 参考資料

介護分野の文書に係る負担軽減について (参考資料)

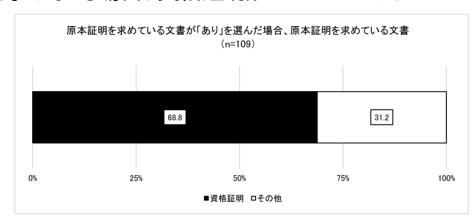
令和元年9月18日 厚生労働省老健局

【参考】原本証明についての現状(H30老健事業アンケート結果)

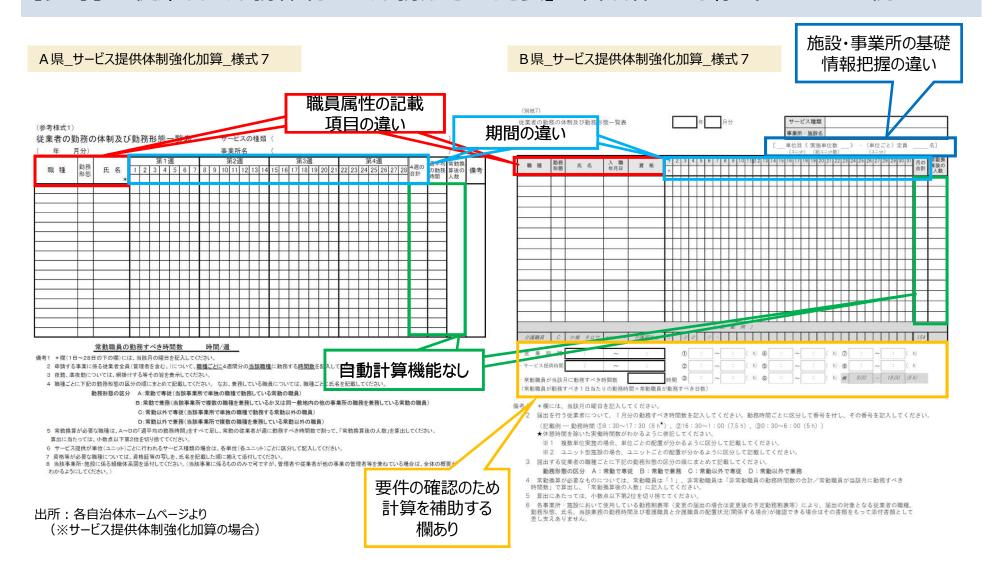
- 原本証明を求めている文書の有無(自治体回答)
- 原本証明を求めている文書について、なしが 75.7%だった。



- 原本証明を求めている文書(自治体回答)
- 原本証明を求めている場合、資格証明が63.8%だった。

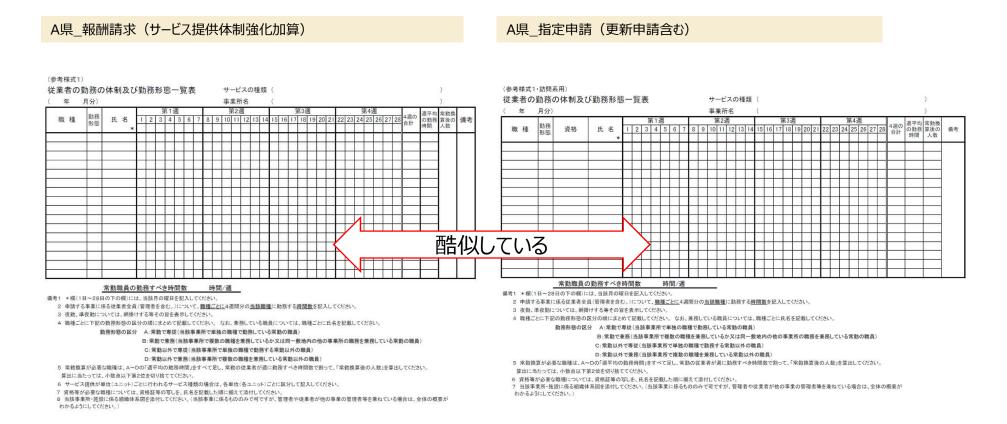


【参考】「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」: 自治体による様式の違いの一例



○ 国が通知にて示すサービス提供体制強化加算の届出書においては、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に加えて、「各要件(例:介護職員に占める介護福祉士の割合等)を満たすことが分かる書類」を提出することとしており、後者については具体的な様式は設けていない。結果として、自治体により、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を改変している場合や、別様式を設けて要件を満たすことが確認できるようにしている場合があると考えられる。

【参考】「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」: 同自治体内で「指定申請」及び「報酬請求」時に類似の文書を求めている場合の一例



出所:各自治体ホームページより

○ 指定申請時に提出する様式と加算の届出において提出様式について、内容が酷似しているが微妙に差異がある場合がある。 また、提出時期が近接している場合でも双方提出を求められる場合がある。

【参考】県内での様式の標準化についての一例

- 徳島県においては、 介護職員処遇改善加 算について、特に届出 様式が複雑であること から、県がホームペー ジに提出書類一式を 掲載している。
- これを受け、県下の市 町村においては、同 様式をそのまま使用し ているケースが多く、 結果として、運用上、 一定の様式の標準化 に繋がっている。

お、本加算の (4) ・ (5) については、一定の組

で 徳島県 Tokushima Prefecture

徳島県 > 一般の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護

キっと目ろ(つ/

介護職員処遇改善加算について

平成31年度介護職員処遇改善計画書の届出について

介護職員処遇改善加算の算定を希望する場合は、以下の様式にて届出をお願いします

届出は毎年提出する必要があります。平成30年度に処遇改善加算を算定している事業所について、平成31年度も引き続き本加算の算定を希望する場合、届出は必要となりますのでご注意ください。

なお、本加算の(4)・(5)については、一定の経過措置期間を経て廃止することとされています。本加算の(4)・(5)を算定している事業所においてはキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすべく就業規則等を整備

1. 提出書類



連絡票 (Excel2007~:20 KB)



<u>連絡票</u> (PDF:120 KI



<u>別紙様式2介護職員処遇改善計画書</u> (Word2007~:42 KB)



別紙様式2(添付書類1)介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表) (Word2007~:41 KE



別紙様式2(添付書類2)介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内市町村一覧表)(Word2007~:37 KB)



別紙様式2(添付書類3)介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)(Word2007~:38 KB)



誓約書 (Word2007~:13 KB)



介護給付費管定に係る体制等に関する届出書 (Excel97-2003:67 kg)



介護給付書首定に係る体制等状況一覧表(居空サービフ 施設サービフ等) (Eycel07-2003:627 KP

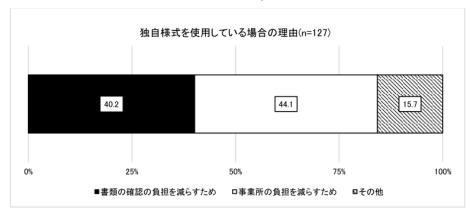


<u>介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)</u> (Excel97-2003:347 KB)

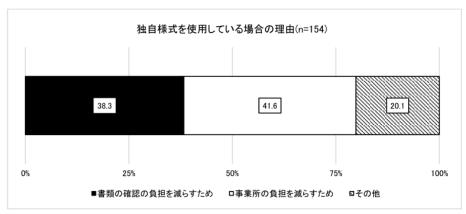
出所:徳島県ホームページ

【参考】様式の標準化に関連する現状①(H30老健事業アンケート結果)

- 都道府県の様式、市町村独自の様式の場合の理由(自治体回答)
- 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」: 自治体独自の様式を使用している理由として、事業所の負担を減らすためが 44.1%と最も多かった。



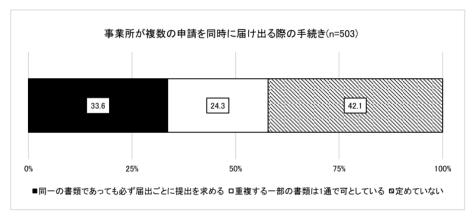
● 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」: 自治体独自の様式を使用している理由として、事業所の負担を減らすためが 41.6%と最も多かった。



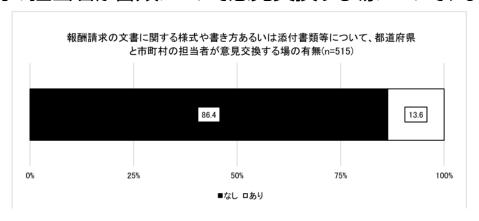
出所:平成30年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業報告書」(平成31年3月)

【参考】様式の標準化に関連する現状②(H30老健事業アンケート結果)

- 事業所が複数の申請を同時に届出る際の手続き(自治体回答)
- 複数申請を同時に届出る際の手続きについて、定めていないが 42.1%で最も多かった。

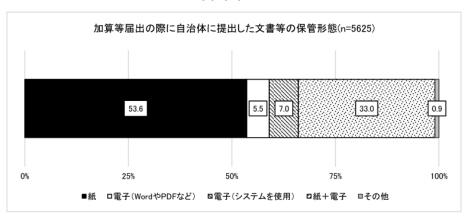


- 報酬請求の文書に関する様式や書き方あるいは添付書類等について、都道府県と市町村の担当者が意見交換する場の有無(自治体回答)
- 都道府県と市町村の担当者が書類について意見交換する場について、なしが86.4%だった。

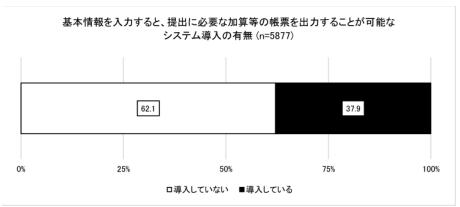


【参考】 I C T 等の活用に関連する現状①(H30老健事業アンケート結果)

- 加算等の届出の際に自治体に提出した文書の保管形態(事業所回答)
- 加算の届出で自治体に提出する文書の保管形態は紙が 50%以上だった。



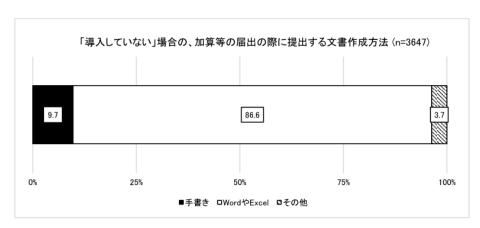
- 基本情報を入力すると、提出に必要な加算等の帳票を出力することが可能なシステム導入 の有無 (事業所回答)
- 60%以上が帳票出力可能なシステムを導入していないと回答した。



出所:平成30年度老人保健事業推進質等補助金老人保健健康増進等事業 「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業報告書」(平成31年3月)

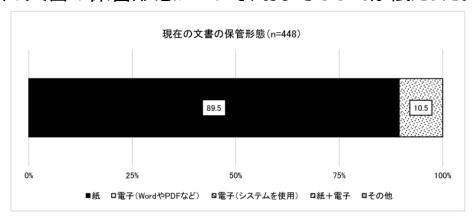
【参考】 I C T 等の活用に関連する現状②(H30老健事業アンケート結果)

- システム導入していない場合の、加算等の届出の際に提出する文書作成方法 (事業所回答)
- 85%以上が加算等の届出文書を Word や Excel で作成していると回答した。手書き作成は9.7%だった。

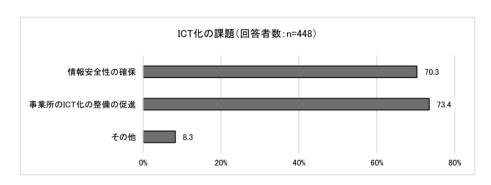


【参考】 I C T 等の活用に関連する現状③(H30老健事業アンケート結果)

- 現在の文書の保管形態(自治体回答)
- 加算等の届出の文書の保管形態について、およそ 90%が紙だった。



- ICT 化の課題(自治体回答)
- ICT 化をする場合の課題について、事業所の ICT 化整備の促進が 73.4%と最も多く、 次いで、情報安全性の確保が 70.3%だった。



サービス付き高齢者向け住宅併設事業所について

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会(第2回)

令和元年8月28日

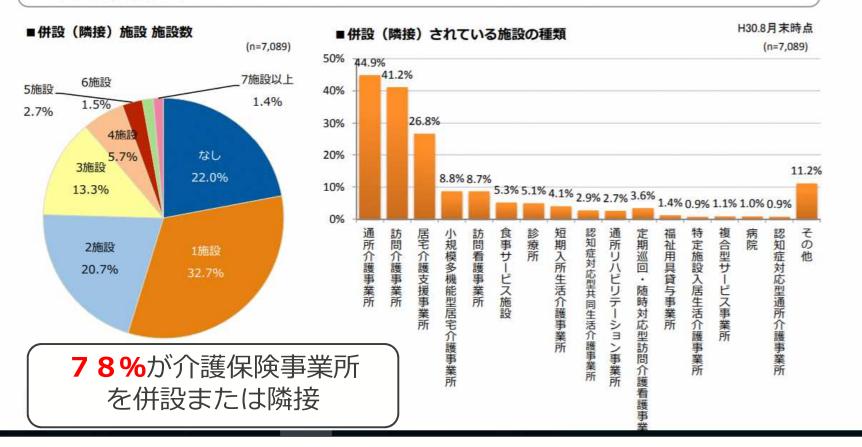
とアリング 資料 1 (抜粋)

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 掲載資料より現状と分析平成30年8月末より



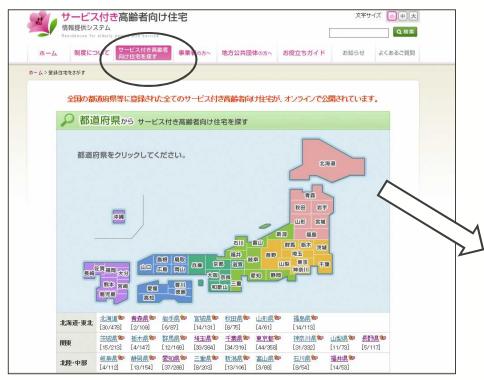
サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅支援事業を行う施設

- ・1つ以上の高齢者生活支援施設が併設又は隣接している住宅は約4分の3。
- ・併設施設の種類は、通所介護事業所(44.9%)、訪問介護事業所(41.2%)、居宅介護支援事業所(26.8%)が多い。





ヒアリング 資料1 (抜粋)



表示内容は、事業者が情報提供システムから入 力し各行政が、確認したのちに表示。 共通の申請書類についてもこのシステムで入力、 出力し行政に提出。(様式は、統一)



【参考】介護サービス情報公表制度について

(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成30年度末時点で、全国約22万か所の事業所情報が公表されている。



情報公表される内容

- ① 基本情報
- 事業所の名称、所在地等 従業者に関するもの
- 〇 提供サービスの内容
- 〇 利用料等

〇 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組 サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他(従業者の研修の状況等)
- ※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう 「事業所の特色」(事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの 特色など)についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

【参考】介護保険制度の改正の経緯

第1期 (平成12年度~)

第2期 (平成15年度~)

第3期 (平成18年度~)

第4期 (平成21年度~)

第5期 (平成24年度~)

第6期 (平成27年度~)

第7期 (平成30年度~)

平成12年4月 介護保険法施行

平成17年改正(平成18年4月等施行)

- ○<u>介護予防の重視</u>(要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施)
- ○施設給付の見直し(食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付)(平成17年10月)
- 〇地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定 など

平成20年改正(平成21年5月施行)

〇介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止·廃止の事前届出制。休止·廃止時のサービス確保の義務 化 など

平成23年改正(平成24年4月等施行)

- 〇<u>地域包括ケアの推進</u>。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日)
- 〇介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護
- 〇介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。 各都道府県の財政安定化基金の取り崩しなど

平成26年改正(平成27年4月等施行)

- 〇地域包括ケアシステムの構築に向けた**地域支援事業の充実**(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等)
- ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- ○低所得の第一号被保険者の**保険料の軽減割合を拡大**
- 〇一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ(平成27年8月) など

平成29年改正(平成30年4月等施行)

- 〇全市町村が保険者機能を発揮し、**自立支援・重度化防止**に向けて取り組む仕組みの制度化
- ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ○介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけ
- ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入 など